

令和8年1月以降に婚姻された皆さまへ

# 取手市での結婚新生活を応援します！

家賃・引越代・住宅取得費・住宅リフォーム費を  
最大60万円補助

～取手市結婚新生活支援事業のご案内～

予算には限りがあります。申請期間終了間近は申請が集中しますので、早めのご検討をお願いします。

申請期間 令和8年7月1日(水)～令和9年3月31日(水)

対象となる世帯 次のすべてにあてはまる方

## 婚姻日について

婚姻日が令和8年1月1日から  
令和9年3月31日の間である

※夫婦ともに外国籍の場合は、日本方式  
(日本の市区町村役場に婚姻届を提出)  
で婚姻された夫婦に限ります。

## 年齢について

夫婦ともに婚姻日における  
年齢が39歳以下であること

## 所得について

夫婦の合計所得額が600万円  
未満である

- ※500万円以上の場合は、所得額に応じた段階的な補助となります。
- ※申請日時時点で取得できる直近の所得証明書をもとに計算します。
- ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、所得額から控除できます。

## 講座の受講について

夫婦ともに、次の講座のいずれかを受講または相談を行い、アンケートに回答した

- ライフデザイン支援講座
- プレコンセプションケアに関する講座
- 医療機関への妊娠及び出産に関する相談
- 共家事・子育て講座

※詳細は市ホームページをご確認ください。

アンケートの  
回答はこちら



## その他

- ・申請時に夫婦の住民票の住所が、対象となる住居に登録されている
- ・夫婦ともに市税等の滞納がない
- ・夫婦ともに、過去に本市または他の地方公共団体から結婚新生活支援事業の補助金の交付を受けたことがない
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていない

補助上限額 年齢、所得額に応じて最大で60万円を補助します。

夫婦ともに婚姻日時時点で29歳以下の場合

合計所得500万円未満：最大60万円  
合計所得500万円以上550万円未満：最大40万円  
合計所得550万円以上600万円未満：最大20万円

夫婦ともに婚姻日時時点で39歳以下の場合

合計所得500万円未満：最大30万円  
合計所得500万円以上550万円未満：最大20万円  
合計所得550万円以上600万円未満：最大10万円

## 対象経費

令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に支払った次の費用

### 1 住宅取得費用

建物の購入費用、工事費用

### 3 住宅リフォーム費用

建物の修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

※倉庫や車庫、門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、家電の購入・設置に係る費用については対象外

### 2 住宅賃借費用

賃料(1か月分)、共益費(1か月分)、敷金、礼金、仲介手数料

※勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、その分を除く

### 4 引っ越し費用

引越業者または運送業者に払った費用

## 申請から交付までの流れ

### 申請書の提出

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、窓口・郵送・メールのいずれかの方法でこども政策課へ提出

### 審査

市は提出された書類を審査し、補助金の交付を決定

### 決定

市は申請者へ交付決定通知を郵送

### 口座振込

補助金は、交付決定から約1か月程度で申請者口座へ振込

## 申請に必要なもの【共通書類】

- 取手市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書
- 婚姻届受理証明書 ※夫婦ともに外国籍で、取手市が婚姻届受理地ではない場合のみ、婚姻届を提出した市町村で取得
- 令和8年度所得証明書【夫婦それぞれの分】 ※令和8年1月1日時点で市外に住所があった場合のみ、令和8年1月1日時点の住所地で取得  
(令和7年分収入による所得)
- 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類 ※夫婦の双方または一方が貸与型奨学金の返済をしている(した)場合のみ  
(令和7年中の返済額)

◆上記は書類審査のため、市が公簿等により申請者及び配偶者の情報を確認することについて同意した場合の必要書類となります。

## 申請に必要なもの【該当する対象経費によって必要な書類】

### 住宅取得費用

- 住宅の売買契約書  
または工事請負契約書
- 領収書の写しなど  
支払額が確認できる  
書類

### 住宅賃借費用

- 住宅の賃貸借契約書
- 領収書の写しなど  
支払額が確認できる  
書類
- 住宅手当に相当する  
額を証明するもの  
※勤務先等から住宅手当が  
支給されているかたのみ

### 住宅リフォーム費用

- 工事請負契約書  
または請書
- 領収書の写しなど  
支払額が確認できる  
書類

### 引っ越し費用

- 領収書の写しなど  
支払額が確認できる  
書類

【問い合わせ先・申請窓口】 取手市 こども政策課

TEL 0297-74-2141(代) mail kodomo-seisaku@city.toride.ibaraki.jp

〒302-8585 取手市寺田5139番地

詳しくは  
市ホームページ  
をご覧ください

